

令和3年4月1日

## 1.いじめ問題に対する基本認識および基本姿勢

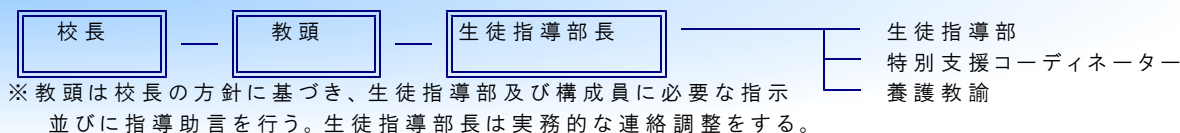
生徒たちの現状はここ数年大きく変化し、通信機器の発展で学校に内外においての、いわれなき誹謗中傷や暴力事件につながりかねない「いじめ」に端を発する様々な事件が発生し、それによって自殺や不登校となる事例が全国で報告され、学校が生徒たちにとって生活しづらいところになっていくことは、学校としても大きな課題であるとして、いじめ問題への対応は急務であるという基本認識に立ち、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定めることとした。

## 2.いじめ防止対策推進の基本的な考え方

- 〔1〕「1.いじめ問題に対する基本認識及び基本姿勢」を全職員及び保護者等で共有し、関係機関等の協力を得ながら、いじめ根絶に向けた取り組みを推進する。
- 〔2〕「いじめ防止対策委員会」を校内に設置し、実効性のある取り組みを推進する。
- 〔3〕生徒の心身や財産に重大な被害を与えるような重大な「いじめ」に対しては、設置者や専門機関等の協力を得て、事実解明等を行う調査組織を設け、被害者救済のための必要な措置を講じる。

## 3.「いじめ防止対策委員会」の設置

- 〔1〕日常的ないじめ防止体制の充実と緊急時の問題解決のために「いじめ防止委員会」を設置する。
- 〔2〕組織図



- 〔3〕重大な事態対応について、必要に応じて、関係機関【警察・医療機関・児童相談所等】の協力を要請し、サポート体制を構築する。

## 4.「いじめ防止対策委員会」の責務

- |                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| ① 学校いじめ防止基本方針の作成と見直し    | ⑦ いじめ再発防止             |
| ② いじめ根絶に係る生徒の自治活動の推進    | ⑧ 関係機関との連携            |
| ③ 生徒の思いやりの心など豊かな心の育成    | ⑨ 保護者、地域への適切な情報提供     |
| ④ 生徒の情報モラルの育成 【ケイタイ講話】  | ⑩ いじめ問題及び生徒理解に係る研修の実施 |
| ⑤ ネットトラブルの対応 【ネットパトロール】 | ⑪ いじめ防止対策推進に係る学校評価の推進 |
| ⑥ いじめの早期発見・早期解消         | ⑫ その他、いじめ防止対策推進に関すること |

## 5.重大事態への対応

- 〔1〕重大事態とは
  - ①生徒の生命心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
    - ・生徒が自殺を企画した場合
    - ・精神性の疾患を発症した場合
    - ・身体に重大な障害を負った場合
    - ・高額の金品を奪い取られた場合
  - ②生徒が相当の期間、学校を欠席を余儀なくされている。
    - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
    - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。
- 〔2〕重大事態時の報告・調査協力
 

学校が重大事態と判断した場合、教育委員会に報告するとともに、教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

# いじめ防止及び発生対応フロー

## 【早期発見】

### ◇情報の収集

- ・教員の観察による気づき、養護教諭からの情報、相談訴え(生徒・保護者、地域等)、アンケートの実施(定期)・各種調査の実施、面談の定期開催(生徒・保護者等)

### ◇相談体制の確立

- ・相談窓口の設置、周知

### ◇情報の共有

- ・報告経路の明示、報告の徹底・職員会議での情報共有、要配慮生徒の実態把握・進級時の引き継ぎ

## 【未然防止策】

### ◇学業指導の充実

- ・学びに向かう集団づくり、意欲的に取り組む授業づくり

### ◇特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動の充実、ボランティア活動の充実

### ◇教育相談の充実

- ・面談の定期開催

### ◇人権教育の充実

- ・人権意識の高揚・講演会等の開催

### ◇情報教育の充実

### ◇保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針等の周知、学校公開の実施

## 【初期対応】

### ○発見者(把握者)

↓ <情報提供>

### ○生徒指導部

↓ <事実確認、指導>

### ○関係生徒への生徒指導部による事実確認及び指導

↓ <情報提供>

### ○いじめ防止対策委員会

## 【いじめの報告】

### ○発見者(把握者)

↓ <報告>

### ○生徒指導部長→調査指示

↓ <報告>↑ <指示>

### ○教頭

↓ <報告>↑ <指示>

### ○校長

↓ <召集>

### ○いじめ防止対策委員会

## 【いじめ防止対策委員会の召集】

- 事実関係の解明
- 個別指導の検討
- 対応チームの編成
- 全職員による情報共有と共通理解の形成(職員会議による合議)
- 指導方針の確認
- 役割分担の協議
- 関係機関との連携

※全職員体制でいじめ関係の解消に向かって校内体制を整えて指導する。

## 【いじめの解消に向けた取り組み】

### ○いじめを受けた生徒への対応(最優先)

### ○周囲の生徒への対応

### ○教育委員会への報告(助言と指導)

### ○関係機関への相談(警察・医療機関・児童相談所、各種相談室等)

### ○いじめを行った生徒への対応と指導

### ○保護者への対応

|     | いじめを受けた生徒                                                                                                                                                                  | いじめをした生徒                                                                                                                                                                    | 周りにいる生徒                                                                                                                                                   |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 校内  | いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。<br>・安全・安心を確保する。<br>・心のケアを図る。<br>・今後の対策について、ともに考える。<br>・活動の場を設定し、認め、励ます。<br>・温かい人間関係をつくる。 | いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。<br>・いじめの事実を確認する。<br>・いじめの背景や要因の理解に努める。<br>・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。<br>・今後の生き方を考えさせる。<br>・必要がある場合は懲戒を加える。 | 被害・加害生徒だけでなく、おもしろがつて見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。<br>・自分の問題として捉えさせる。<br>・望ましい人間関係づくりに努める。<br>・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。 |
| 保護者 | 複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。<br>・いじめ発生に対する謝罪及び事実過程の説明をする。<br>・今後の指導の方針及び具体的な手立てについて説明する。                                                                 | 事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。<br>・事実過程の説明をして、行動が改まるよう指導することに我々も努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。<br>・いじめられた生徒及び保護者への謝罪について丁寧に説明する。                                              | 個人情報の内容や保護者の意向を確認の上、教育的配慮の上、折を見て学級懇談等で事実経過について説明する。                                                                                                       |

※いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。諸機関と情報の交換だけでなく、協力を仰ぐこともある。

- ①教育委員会との連携 → 関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法・関係機関との調整の場合
- ②警察との連携 → 心身や財産に重大な被害が疑われる。・犯罪等の違法行為がある場合
- ③福祉関係との連携 → 家庭の養育に関する指導・助言が必要な場合・家庭での生徒の生活、環境の状況把握が必要な場合
- ④医療機関との連携 → 精神保健に関する相談が必要な場合・精神症状についての治療、指導・助言が必要な場合